

議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 基準諮問会議における検討の経緯

I. 本資料の目的

1. 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」についての検討状況（主に、2026 年 3 月 13 日に開催された第 56 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）以降の状況）をご報告することを目的としている。
2. テーマ提案書は別紙 1 のとおりである。また、第 54 回基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）及び第 55 回基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）の概要を別紙 4 に示している。さらに、第 56 回基準諮問会議で聞かれた意見の詳細は別紙 5 に示している。

II. 第 56 回基準諮問会議の概要

3. 第 55 回基準諮問会議で聞かれた意見を踏まえて、企業会計基準委員会で追加の意見聴取が実施されている。

公聴会（委員会） 開催日	属 性	意見聴取対象者
第 7 回(第 567 回) 2026 年 1 月 20 日	財務諸表作成 者(i)	日本製鉄株式会社 財務部 決算室長 松本道彰様
第 8 回(第 570 回) 2026 年 2 月 24 日	財務諸表作成 者(ii)	旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様 株式会社串カツ田中ホールディングス（現 株式会社ユニ シアホールディングス） 執行役員 管理部長 岩本一将様 ENEOS ホールディングス株式会社 インベスター・リレーシ ョンズ部 久野俊介様
	監査人(iii)	監査法人 A&A パートナーズ パートナー 森脇毅様 監査法人アヴァンティア パートナー 奥村俊樹様

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	財務諸表利用者(iv)	一般社団法人 全国銀行協会 企画部 次長 遠藤績徳様
--	-------------	----------------------------

4. このほか第 55 回基準諮問会議で聞かれた意見を踏まえて、事務局では次の対応を行っている。
 - (1) 意見聴取の見解の整理
 - (2) 追加の情報収集（会社法の取扱い、税務上の取扱い、単体財務諸表への影響の整理）
 - (3) これまでの見解等を踏まえた分析
5. これらを踏まえて第 56 回基準諮問会議では、これまでの基準諮問会議における検討の経緯、企業会計基準委員会（ASBJ）へ依頼した意見聴取の見解の整理及び追加の情報収集並びにこれまでの見解等を踏まえた分析について説明がなされ、審議が行われた。
6. また、今後の進め方についての以下の事務局提案が審議された。
 - ① これまで収集してきた情報の整理に不足がないか利害関係者に確認を行う。具体的には、これまでに収集した情報の整理をウェブサイトにおいて公表し、そこに記載されていない追加的な情報がないか情報要請を行う。
 - ② これまで収集してきた情報の整理に対して特に強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会を開催する。
7. 審議では、事務局の分析と今後の進め方に概ね賛同する意見が聞かれた。また、無形資産の検討を支持する意見が聞かれたほか、会計基準を見直す方向性については、検討に賛同する意見と慎重な意見の両方が聞かれた。聞かれた意見の概要は次のとおりである（詳細は別紙 5 を参照）。

（事務局の意見聴取の見解の整理について）

- (1) のれんが貸借対照表に長期間、計上され続けることに賛同する作成者はいなかったと認識している。
- (2) 8 回の公聴会を通じて、今後の判断に資する多様な意見が収集されたと認識した。
- (3) 意見聴取が一般に公開して行われたことで、プロセスの透明性を高めた。
- (4) 概念フレームワーク等を踏まえると、のれんの非償却を導入することについて、財務情報としての改善が期待されるという大きなエビデンスはあまりなかったと理解している。

（事務局の分析について）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (5) のれんの非償却の導入に関して会計理論上の新たな理屈は見当たらなかったと考えており、のれんの償却の継続を有力な選択肢とした事務局の分析に違和感はない。
- (6) のれんの非償却を導入する場合に、無形資産や固定資産の減損などの関連する基準の見直しが必要となり、基準開発に一定の期間を要する可能性があるという事務局の分析に同意する。
- (7) IFRS 会計基準と整合させるために減損モデルを導入する場合の大きな影響として、固定資産の減損テスト及び開発費を含めた無形資産の取扱いの議論が必要となるという整理に賛同する。
- (8) 最も重要なのは、会計基準として改善が見込まれるかという点であると考えている。その中でも特に表現の忠実性が重要と考える。のれんについては too late の問題が非常に重要であり、貸借対照表の有用性に関係する。
- (9) 財務報告の目的に照らして、会計基準が改善されるかどうか、その目的への適合性が高まるかどうか重要であると考えている。従来のモデルにおける資本の簿価の役割と比較すると、のれんの非償却を導入した場合の簿価は不確かなものとなり、これも企業価値評価における 1 つのコストと考えられる。このため、それによるコストの上昇と国際的な比較可能性を高めることの便益を比較して、便益がコストを上回るかどうかを判断する必要があると考える。
- (10) 国際的な整合性はのれんの非償却の導入の十分な理由になると考えており、この論点に限れば IFRS 会計基準の任意適用で足りるという説明には、やや違和感がある。ただし、便益に対して障害が大きいことも理解できる。
- (11) 事務局の分析は公聴会を通じて得られた見解を公正かつ客観的に整理したものと理解している。
- (12) 経済的影響に配慮した基準開発を行うことに懸念を示すという点に同意する。財務報告の目的である利用者の投資意思決定に有用な情報を提供することが拠り所となるため、それを踏まえて判断するべきである。

(無形資産の取扱いについて)

- (13) 日本基準では無形資産に関する包括的な会計基準が存在していない。無形資産は収益認識やリースと同レベルの重要な基準開発の領域であり、IAS 第 38 号「無形資産」を見直すプロジェクトの動向を待たずに検討を始め、日本基準の考え方を世界に発信することが重要ではないかと考える。
- (14) 仮にのれん償却を維持する場合であっても、ガイダンスの開発を行うことが選択肢になるならば、のれんと無形資産の線引きは実務面から重要と考える。無形資産の

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

実務上の論点を調査することが有益である。

- (15) 非償却を議論する前段階として無形資産に関する会計処理の検討が必要であると考ええる。
- (16) 無形資産の検討が非償却導入の1つの課題になるのであれば、国際比較の観点でも重要な観点になるため、検討に着手する段階に来ているのではないか。

(会計基準を見直す方向性について)

- (17) 償却期間や償却パターンのガイダンスの検討及びのれん償却前営業利益に関して、本当に必要な手当てかどうかを十分に検討すべきと考える。特にのれん償却前営業利益については、非償却の支持者の間でも支持が聞かれておらず、慎重に検討する必要があると考える。
- (18) 意見は割れているが、のれん償却前営業利益の小計を設けることは一案であると考ええる。海外の投資家に対する説明で、のれんの償却費を除いた営業利益を用いているという発言に着目した。
- (19) 仮に償却を維持する場合であっても、開示の改善としてのれん償却前営業利益の開示は1つの案ではないかと考える。また、のれんの償却期間及び償却パターンの決定に関する課題については、検討が有用と考える半面、課題もあるため、慎重に検討を進める必要があると考える。
- (20) のれん償却前営業利益を開示することは説明責任を果たす上でより良い情報を提供するという意見に注目した。
- (21) のれんの効果の及ぶ期間を直接導き出すことは困難であり、投資回収期間を用いることで経営者が M&A に対する説明責任を思うように果たせていない弊害があるのであれば、償却期間に関するガイダンスの開発は重要である。

(今後の進め方について)

- (22) 今後の進め方に賛同する。情報収集については、新たな情報に絞って意見を収集すると理解している。また、公聴会については、会計基準の改善という主目的を念頭に、不公平感がない形で設定が必要と考える。
- (23) 償却を維持する場合でも無形資産の取扱いを検討してはどうかという提案が本日の審議で聞かれているため、情報要請を通じて意見を収集してはどうかと考える。
- (24) 理論面・実務面の双方から相当程度の情報が集まっているため、一定の方向性を見出すことは必ずしも不可能ではないと考えるが、慎重を期してプロセスを進めることはプロセスの透明性、公平性、関係者の納得感を高めることに繋がると考える。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(25) 事務局提案のように透明性をもったプロセスを進めていくことに賛同する。

III. 第 56 回基準諮問会議を受けた対応

8. 第 56 回基準諮問会議で聞かれた意見を踏まえたこれまでの対応は次のとおりである。

(1) 2026 年 4 月 1 日に「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請（以下「情報要請」という。）を公表し、2026 年 6 月 5 日までコメントを募集した。全体で 72 件のコメントが寄せられている。

(2) 企業会計基準委員会での追加の意見聴取が実施されている。

公聴会（委員会） 開催日	意見聴取対象者
第 9 回（第 579 回） 2026 年 6 月 29 日	株式会社ブイキューブ 取締役会長 間下直晃様

9. これを踏まえて、本基準諮問会議では次の点を検討している。

(1) 情報要請文書に挙げられた理由や影響以外の観点からのコメントの整理（資料(1)-2-2）

(2) 第 9 回公聴会の意見聴取の見解の整理（資料(1)-2-3）

(3) 意見聴取等の見解の整理（資料(1)-2-4）

(4) これまでの見解等を踏まえた分析（資料(1)-2-5）

ディスカッション・ポイント

前項までの基準諮問会議事務局の整理についてご質問があればいただきたい。

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

テーマ提案書**提案者**

公益社団法人 経済同友会
一般社団法人 新経済連盟
一般社団法人 インパクトスタートアップ協会
一般社団法人 M&A 支援機関協会
一般社団法人 シェアリングエコノミー協会
一般社団法人 スタートアップエコシステム協会
一般社団法人 スタートアップ協会
一般社団法人 東京ニュービジネス協議会
一般社団法人 日本スタートアップ支援協会
一般社団法人 日本取締役協会
一般社団法人 日本プライベート・エクイティ協会
一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会
一般社団法人 Fintech 協会
スタートアップ有志 35 社（別紙 2 参照）
企業経営者有志 138 名（別紙 3 参照）

<会計基準レベル>**(テーマ)**

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

(提案理由)

日本企業会計基準（以下 JGAAP という。）におけるのれんの会計処理については、本年 3 月 28 日に規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて議論が行われたところ、現行の会計処理については、下記のような問題点が指摘された。

1. JGAAP の国際的コンバージェンス

2001 年から米国会計基準（以下 USGAAP という。）がのれんの非償却に舵を切り、国際会計基準（以下 IFRS という。）では 2004 年からのれんの非償却を適用している。

日本は国際会計基準審議会（以下 IASB という。）に対して IFRS におけるのれんの償却導入を提案していたが、IASB は 2022 年にのれんの会計処理について減損のみのアプローチを維持することを決定した。また、USGAAP の設定主体である米国

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

財務会計基準審議会（FASB）においても 2022 年にのれんの償却検討について会計基準開発から除外することを決定した。

のれんの償却・非償却のどちらにも利がある中、会計理論的には議論が分かれているところであるものの、のれんの非償却を継続する国際的潮流の中で、のれん償却を義務づける JGAAP は、日本企業と欧州・米国企業における会計数値の企業間比較の障害となっている上、その差異があることによって、株式マーケットにおける経済的合理性の観点から日本企業の国際競争環境に悪影響を与えているとの声も挙がっている。

そのため、IASB において減損のみのアプローチを維持することとなった以上、その間、JGAAP においても、国際的潮流に合わせてのれんの非償却を導入し、採用する会計基準によって日本企業の競争力に優劣が生じることがないようにすべきである。

2. 近年の無形資産型ビジネスモデル

現代の成長セクターは無形資産型、知識集約型のビジネスモデルの産業群であり、このような企業においてはバランスシートに M&A を通じて巨大な のれん が計上されるケースが増えていく。無形資産型の企業の実態を記述するうえで、のれんを経年劣化で減耗する有形資産類似的に捉えるのではなく、時価会計的な捉え方で価値の再評価を行う方が適合性が高い。現代の無形資産型、知識集約型ビジネスモデルの隆盛は、AI の爆発的進化も始まったデジタルトランスフォーメーションの進展から見て今後変わることはないと思われることから、企業会計制度も規則的な償却ではなく、現代のビジネスモデルにフィットしたのれんの非償却を導入すべきである。

3. 日本の社会課題への対応

日本は、一般的には、新しい技術やビジネスモデルを有する急成長を目指す企業であると指摘されることがあるが、スタートアップへの投資規模が小さくスタートアップが成長しにくい環境にあることから、政府は 2022 年に決定した「スタートアップ育成 5 カ年計画」においてスタートアップ投資額を 2027 年度に 10 兆円規模とする目標を掲げ、スタートアップを成長させる M&A の促進を図ることとしている。

しかし、M&A の際に発生するのれんについて、IFRS とは異なり、JGAAP では定期償却し営業費用として計上することが求められていることが、M&A を阻害していると指摘されており、経済同友会が実施したアンケートにおいては、70%超の経営者がのれんの規則的償却が M&A 検討の障害になっており、約半数の経営者はのれんの償却負担を考慮して M&A を断念したことがあると回答している。買収をすると、のれんの償却により買収先企業の利益が目減りもしくは赤字に転落する（通称「のれん負け」）ことがあり、連結時の利益が本来の 2 社合計の利益より減ることが株式市場

からネガティブに捉えられ、批判や、株価の低下を招くことが多くなるからである。

特にスタートアップについては、企業価値に占める純資産の割合が小さいため、買収企業はのれん償却費の影響を大きく受けやすく、買収の対象となりにくい。また、買収側の立場で見た時に、スタートアップの買収を行うと、買収後の事業の状況にかかわらず、一律に一定期間の収益が圧迫されるため買収を行うためのハードルが高くなる。

なお、スタートアップ企業の中でも、上場し、買収側に回る企業も出ているが、IFRSへの移行はコストが大きいため、成長途上にあり、資金力・利益余力に乏しい上場スタートアップや中堅企業が、海外で実施されている同業又は隣接業種の買収による事業を拡大していくことが困難な状況が生じている。

更には、のれんの償却負担自体、キャッシュフローに影響を与えないものの、特にスタートアップを含む中小型株はアナリスト等の分析対象にならずに営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題も存在しているところであり、「中堅企業成長ビジョン」（令和 7 年 2 月 21 日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ決定）においても、指摘されているところである。

決算短信や決算説明資料等において、EBITDA 等ののれん償却費の影響を除く営業利益を開示する取組を行っている企業もあるものの、EBITDA 等の独自指標は会計基準で決まっている定義はなく、他社との比較可能な数字になっていないことから、資本市場から評価されない実態があり、その点は、スタートアップに限らず JGAAP を用いる日本企業全体に係る問題である。

これらのことから、のれんの償却が上場後のスタートアップの成長の阻害要因になっているという声が強く、上場後 5 年後に 100 億円以上の時価総額を上場維持基準とする方向での議論がある中、スタートアップの出口の確保と上場後の規模の拡大の為に、日本基準におけるのれんの償却を見直すことが強く求められている。

なお、選択制を採用した場合であっても、事業者が一度採用した会計方針をみだりに変更すべきではないことは当然である。

また、のれんの償却費は、営業収益に対する投資原価であるという考え方に基づき営業費用（販売費及び一般管理費）として計上することとされているところ、M&A の取得原価の配分（PPA）が平成 20 年に義務化されて以降、収益性の高い資産をのれんから除外する会計処理が定着し、精緻化する中で、識別不能な資産であり、営業活動への直接的な寄与が不明確なのれんについて、その償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるという指摘がある。

上記を踏まえ、規制改革推進会議委員から、以下 2 点に係る検討提案を FASF・ASBJ に行うこととされた。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	・速やかに行うべき短期措置として、のれん償却費の計上科目を現状の営業費用から営業外費用に変更すること ・短・中期的な措置として、のれんの定期償却を見直し、非償却とすること又は償却・非償却の選択を可能にすること (具体的内容) 以下の両事項について、速やかに検討を開始いただき、1については遅くともスタートアップ育成5か年計画の終期である2027年度までに結論・措置に至るよう検討いただきたい。2については、1よりも早期に、2026年度の結論・措置の可能性も含めて検討いただきたい。 1. のれんの非償却を導入（選択制） のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。 2. のれん償却費の計上区分変更 現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。
--	--

以 上

スタートアップ有志 35 社一覧

セーフィー株式会社
弁護士ドットコム株式会社
株式会社 ACSL
AnyMind Group 株式会社
株式会社 GENDA
さくらインターネット株式会社
株式会社 ABEJA
五常・アンド・カンパニー株式会社
株式会社ハウテレビジョン
note 株式会社
株式会社技術承継機構
株式会社サーバーワークス
Terra Drone 株式会社
株式会社スマートドライブ
ラクスル株式会社
株式会社 BuySell Technologies
株式会社ビザスク
株式会社フレクト
株式会社 Sapeet
株式会社ヌーラボ
ニューラルグループ株式会社
エコモット株式会社
株式会社 INFORICH
株式会社ヤプリー
株式会社 Photosynth
株式会社 JDSC
株式会社アイデミー
Kudan 株式会社
株式会社 kubell
株式会社 ispace
株式会社 FCE
株式会社うるる
株式会社ソラコム
株式会社 pluszero

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

株式会社 MFS

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

企業経営者有志 138 名一覧

(氏名五十音順、所属は 2023 年 7 月時点)

セグエグループ株式会社	愛須 康之
株式会社 ASJ	青木 邦哲
ランサーズ株式会社	秋好 陽介
浅沼建物株式会社	浅沼 章之
株式会社アイダ設計	阿部 真寿美
日本工営株式会社	有元 龍一
ザインエレクトロニクス株式会社	飯塚 哲哉
株式会社みらいワークス	池田 真樹子
株式会社フューチャーリンクネットワーク	石井 丈晴
ペガサステックホールディングス株式会社	石黒 不二代
株式会社 I B J	石坂 茂
AGC 株式会社	石村 和彦
株式会社かんぽ生命保険	市倉 昇
株式会社フジタ	井出 達也
株式会社モンスターラボホールディングス	鯉川 宏樹
株式会社 LIFULL	井上 高志
かつこ株式会社	岩井 裕之
日本たばこ産業株式会社	岩井 睦雄
アステナホールディングス株式会社	岩城 慶太郎
株式会社イルグルム	岩田 進
株式会社ガイアックス	上田 祐司
株式会社 PKSHA Technology	上野山 勝也
株式会社マイネット	上原 仁
日本テクノ株式会社	馬本 英一
日油株式会社	梅原 尚也
リョービ株式会社	浦上 彰
株式会社大久保アソシエイツ	大久保 和孝
凸版印刷株式会社	大久保 伸一
株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー	大野 秀晃
株式会社ケアネット	大野 元泰
デュポン ジャパン株式会社	大羽 隆元
日本アイ・ビー・エム株式会社	小野 健二

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ピクスタ株式会社	恩田 茂穂
ANA ホールディングス株式会社	片野坂 真哉
株式会社 ETS ホールディングス	加藤 慎章
株式会社デジタルプラス	加藤 涼
ユナイテッド株式会社	金子 陽三
株式会社リビングプラットフォーム	金子 洋文
凸版印刷株式会社	金子 眞吾
株式会社マネーフォワード	金坂 直哉
フューチャー株式会社	金丸 恭文
株式会社エル・ティー・エス	樺島 弘明
株式会社富士山マガジンサービス	KAMIYA ANTONIO
株式会社メディアドゥ	荻田 明史
株式会社ティーケーピー	河野 貴輝
株式会社大和証券グループ本社	木曾 慎二
キュービーネットホールディングス株式会社	北野 泰男
ブランディングテクノロジー株式会社	木村 裕紀
アディッシュ株式会社	久保 芳和
窪田製薬ホールディングス株式会社	窪田 良
サンフロンティア不動産株式会社	齋藤 清一
株式会社 GRCS	佐々木 慈和
株式会社テラスカイ	佐藤 秀哉
セーフィー株式会社	佐渡島 隆平
株式会社ビジョン	佐野 健一
株式会社 INCJ	志賀 俊之
株式会社スペースマーケット	重松 大輔
株式会社ベンチャーリパブリック	柴田 啓
株式会社アンビション DX ホールディングス	清水 剛
フォースタートアップス株式会社	志水 雄一郎
AppBank 株式会社	白石 充三
株式会社岡三証券グループ	新芝 宏之
株式会社エルテス	菅原 貴弘
ENECHANGE 株式会社	杉本 拓也
株式会社ウィルズ	杉本 光生
帝人株式会社	鈴木 純
エステー株式会社	鈴木 貴子
株式会社アトラエ	鈴木 秀和

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

株式会社エニグモ	須田 将啓
EPS ホールディングス株式会社	関谷 和樹
オイシックス・ラ・大地株式会社	高島 宏平
矢作建設工業株式会社	高田 恭介
株式会社ブイキューブ	高田 雅也
株式会社 Photosynth	高橋 謙輔
株式会社ブレインパッド	高橋 隆史
HEROZ 株式会社	高橋 知裕
株式会社ピーバンドットコム	田坂 正樹
株式会社ポピンズ	田中 博文
東京応化工業株式会社	種市 順昭
日本信号株式会社	塚本 英彦
寺田倉庫株式会社	寺田 航平
M&A キャピタルパートナーズ株式会社	十亀 洋三
株式会社イノベーション	富田 直人
株式会社 ZUU	富田 和成
BEENOS 株式会社	直井 聖太
株式会社 CARTA HOLDINGS	永岡 英則
株式会社リコー	中田 克典
株式会社 i-plug	中野 智哉
BEENOS 株式会社	中村 浩二
アライドアーキテツ株式会社	中村 壮秀
株式会社レアジョブ	中村 岳
株式会社シャノン	中村 健一郎
富士山マガジンサービス	西野 伸一郎
株式会社デジタルホールディングス	野内 敦
株式会社ビューティガレージ	野村 秀輝
Sansan 株式会社	橋本 宗之
中央日本土地建物株式会社	長谷川 正行
株式会社 LITALICO	長谷川 敦弥
AI CROSS 株式会社	原田 典子
日本マクドナルドホールディングス株式会社	日色 保
株式会社じげん	平尾 丈
ANA ホールディングス株式会社	平子 裕志
アステリア株式会社	平野 洋一郎
メドピア株式会社	平林 利夫

株式会社アシックス	廣田 康人
日本電気株式会社	藤川 修
株式会社 ID ホールディングス	船越 真樹
株式会社うるる	星 知也
GMO リサーチ株式会社	細川 慎一
株式会社キッツ	堀田 康之
monoAI technology 株式会社	本城 嘉太郎
株式会社鉄鋼ビルディング	増岡 聡一郎
凸版印刷株式会社	磨 秀晴
株式会社フィックスターズ	三木 聡
株式会社リクルートホールディングス	峰岸 真澄
株式会社イード	宮川 洋
株式会社モバイルファクトリー	宮嶌 裕二
サントリーホールディングス株式会社	宮永 暢
レッドホースコーポレーション株式会社	宮本 隆温
株式会社フォーリウム	三好 浩和
ファイザー株式会社	本山 明克
アジアクエスト株式会社	桃井 純
株式会社アバントグループ	森川 徹治
CChannel 株式会社	森川 亮
株式会社エアークローゼット	森本 奈央人
クックビズ株式会社	藪ノ 賢次
株式会社ブイキューブ	山本 一輝
Chatwork 株式会社	山本 正喜
テクマトリックス株式会社	由利 孝
サイジニア株式会社	吉井 伸一郎
株式会社イオレ	吉田 直人
株式会社アイスタイル	吉松 徹郎
ベイス株式会社	吉村 公孝
スカパーJSAT ホールディングス株式会社	米倉 英一
株式会社カナミックネットワーク	若林 賢也
株式会社ユグレナ	若原 智広
株式会社 ACSL	鷲谷 聡之
株式会社ブロードエンタープライズ	渡邊 宗義

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

第 54 回及び第 55 回基準諮問会議の概要

第 54 回基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）

1. 第 54 回基準諮問会議では、テーマ提案者から前項のテーマ提案書及び追加資料を用いて提案が説明された。
2. また、事務局からは、次に関する分析を示した。
 - (1) 会計基準（日本基準、IFRS 会計基準、米国会計基準）の取扱いの確認及び基準開発の動向
 - (2) テーマ提案の内容の確認
 - (3) テーマ提言の要因に照らしたテーマ提案の分析会計基準のレベルのテーマに関するテーマ提言の要因には次がある。
 - ① 広範な影響があるか。
 - ② 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
 - ③ 企業会計基準委員会（ASBJ）が取り扱うべき内容か。
 - ④ 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
 - ⑤ 適時に会計基準の開発が可能か。
3. 前項の分析を踏まえて、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取を ASBJ に依頼することを提案した。議論の結果、2025 年 11 月に開催予定の基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、企業会計基準委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることを ASBJ に依頼することとされ、第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において、石原議長より依頼が行われた。

第 55 回基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）

（意見聴取の報告）

4. 第 55 回基準諮問会議までに ASBJ で行われた意見聴取の状況について、ASBJ から報告を受けた。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

意見聴取の概要・形式

意見聴取は財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人及び学識経験者を対象として、テーマ提案を行った関係者及び同提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象に実施された。スタートアップの関係者から意見聴取を進めることとし、それ以外の関係者への拡大についてはASBJのリソースに基づいて判断が行われた。意見聴取は対面で行い、公聴会としてZoomウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とする形式で行われた（意見聴取の模様の録画及び関係者が使用した資料等についてはウェブサイトで公開した）。

第55回基準諮問会議までに行われた意見聴取

各公聴会の議事録はウェブサイトで公開されており、第55回基準諮問会議における報告の一部として配布されている。

公聴会（委員会） 開催日	属 性	意見聴取対象者
第1回(第552回) 2025年8月12日	学識経験者	一橋大学大学院経営管理研究科 教授 野間幹晴様 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 芦澤美智子様
第2回(第554回) 2025年9月3日	財務諸表作成者	株式会社ソラコム Chief of Staff/Head of Corporate Development 山崎紘彰様 株式会社 SmartHR 取締役 CFO 森雄志様 株式会社ブイキューブ 代表取締役社長 兼 グループ CEO 間下直晃様 スギホールディングス株式会社 執行役員 経営企画・財務担当 笠井真様
	財務諸表利用者	りそなアセットマネジメント株式会社 株式運用部 チーフ・ファンド・マネージャー 井浦広樹様 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー 郷治友孝様 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会 会長 飯沼良介様
第3回(第556回) 2025年9月18日	監査人	PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様 太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様
	学識経験者	追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様
第4回(第558回)	監査人	有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

2025 年 10 月 7 日		EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様 有限責任監査法人トーマツ パートナー 東川裕樹様 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様
第 5 回(第 560 回) 2025 年 10 月 20 日	財務諸表利用 者	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話 人 永沢裕美子様
第 6 回(第 562 回) 2025 年 11 月 4 日	財務諸表利用 者	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 三瓶裕喜様 野村アセットマネジメント株式会社 サステナブル投資戦 略室 室長 大畠彰雄様 株式会社格付投資情報センター 格付本部 コーポレート 4 部長 渡辺博紀様

(意見聴取の報告を踏まえての審議)

5. 次の点について基準諮問会議委員の発言が求められた。
 - (1) 意見聴取の報告を受けての感触や意見
 - (2) 今後の進め方
 - ① 公聴会の実施範囲の十分性
 - ② 追加の情報収集に関する範囲
 - ③ 次回の基準諮問会議の進め方
6. 聞かれた発言のうち、基準諮問会議事務局として留意した点は次のとおりである。

A と B に横断する事項

- (1) 「会計基準としての改善」とは何かを整理すべきである。
 - ① いわゆる概念フレームワークの質的特性(意思決定との関連性、表現の忠実性
など)が観点として考えられる。
 - ② ①の質的特性のうち、特に比較可能性を重視すべきである。
 - ③ 特定の政策効果を重視し過ぎると、会計基準の中立性、信頼性を低下させる。
 - ④ 導入にあたってのコストを十分に考慮すべきである。

主に A に関する事項

- (2) 自社の経験から、ネガティブサプライズでしか残高が減少しない会計処理には懸念
があり、償却を維持することが望ましい。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (3) 自社の経験から、非償却が M&A の促進に役立ったと考えている。
- (4) のれん償却前利益の表示は検討すべき方向性の 1 つである。
- (5) 一部の観点は優先度を下げてよい。
 - ① 償却と非償却の間の選択制
 - ② 償却を維持する間の償却費の営業外損益、特別損益での表示
- (6) 非償却の会計処理を検討する場合には、無形資産の取扱いについても包括的な検討を行うことが望ましい。
- (7) 減損会計について見直す可能性のある領域を識別して、のれん以外も含めて影響を調査すべきである。
- (8) 意見聴取で指摘された内容について確認したい。
 - ① のれんの会計処理の違いが銀行の融資判断に影響を与える可能性があるとの指摘
 - ② 作成者から聞かれた海外投資家の財務諸表の情報利用方法と、利用者から聞かれた財務諸表の情報利用方法に違いが見られる点

主に B(a)に関する事項

- (9) 意見聴取で幅広い意見が聞かれ有益であった。
- (10) 追加の意見聴取が必要である。例えば次の意見聴取である。
 - ① 償却を支持する作成者の意見
 - ② 非償却を導入する場合の実務負担
 - ③ 非償却を導入する場合の中小監査法人の対応可能性
 - ④ 一定の状況に直面している関係者の意見（M&A を活発に行っている企業、のれん・有形固定資産の残高が大きな企業）

主に B(b)に関する事項

- (11) 追加の情報収集が必要であり、事務局の示した例（会社法上の取扱い、税務上の取扱い）に同意する。
- (12) 単体財務諸表への影響についても重要であり、分析を行うべきである。

主に B(c)に関する事項

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(13) 特に異論は聞かれていない。

以 上

第 56 回基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）で聞かれた意見

第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）で提案されたテーマ「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関し、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）からこれまでの企業会計基準諮問会議における検討の経緯、企業会計基準委員会（ASBJ）へ依頼した意見聴取の見解の整理及び追加の情報収集並びにこれまでの見解等を踏まえた分析について説明がなされ、審議が行われた。また、今後の進め方についての以下の事務局提案について審議が行われた。

- ① これまで収集してきた情報の整理に不足がないか利害関係者に確認を行う。具体的には、これまでに収集した情報の整理をウェブサイトにおいて公表し、そこに記載されていない追加的な情報がないか情報要請を行う。
- ② これまで収集してきた情報の整理に対して特に強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会を開催する。

合わせて、オブザーバーの金融庁より、今後の進め方に関して丁寧かつ深度ある議論を行うためにさらに幅広く情報収集する点に金融庁として賛同する旨、及び規制改革推進会議第 11 回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ（2026 年 3 月 10 日開催）において、複数の委員からも議論をさらに尽くす必要があるとの言及があった旨の発言があった。

これまでの意見聴取及び情報収集に基づいた事務局の分析及び今後の進め方に関する事務局からの提案について、企業会計基準諮問会議委員より主に以下の意見が聞かれた。

- 事務局の分析と今後の進め方について、いずれも異論はない。全 8 回の公聴会を傍聴したが、のれんの非償却を導入すべきかどうかに関して会計理論上の新たな理屈は見当たらなかったものと考えている。そのため、のれん償却の継続を有力な選択肢とした事務局の分析に違和感はない。また、付随的な論点として課題対応としてあげられている償却期間や償却パターンのガイダンスの検討及びのれん償却前営業利益に関して、これらが本当に必要な手当てなのかどうか、十分に検討すべきと考えている。特にのれんの償却前営業利益の表示については、公聴会においても非償却の支持者ですらあまり意味がないという見解を示していたと認識しているため、慎重に検討する必要があると考えている。
- のれんの非償却を導入する場合には、無形資産や固定資産の減損などの関連する基準の見直しが必要となるため、基準開発に一定の期間を要する可能性があるという事務局の分析に同意する。その上で、現在、日本基準において無形資産に関する包括的な会計基

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

準が存在しない状況であり、これに関して会計基準として、3点重要な点があると考えている。

1点目として、のれんの会計処理の改正の議論については、無形資産の会計基準は不可欠であるという点である。例えば識別可能無形資産との区別を想定したのれんの構成要素の解釈の問題、あるいは無形資産の償却方法との整合性について、のれんと識別可能無形資産との関係を整理する必要がある。無形資産の会計基準が未整備のままで、のれん償却の可否だけを議論すると、会計基準としての理論的な整合性を維持することが困難ではないかと考えられる。

2点目は、概念フレームワークとの関係について、質的特性も重要であるが、資産の定義や認識規準との関係も重要であり、無形資産会計は資産概念と深く関係するテーマと考える。また、無形資産と重複する論点が多い繰延資産についても、ASBJは20年前に当面の取扱いという形で実務対応報告を公表しているが、その後大きな見直しが行われていない状況である。このような状況を踏まえると、概念フレームワークにおける資産概念を前提として、無形資産に関する会計基準の開発に着手することが、日本基準の長年の課題を整理することになり、会計基準の改善に繋がると考える。

最後に、日本においては、基準開発に必要とされるのれんの改正に関する理論的・実証的な研究成果がかなり蓄積されている状況であり、ASBJも公式な文書として論点整理を公表している。また、2001年以降、米国会計基準及びIFRS会計基準ではのれんが非償却である中で、日本では長い歴史の中で規則的償却を実際に運用しており、実務上も適切な監査をしてきた歴史がある点で他の国にはない歴史的な経験、経緯を有している。

以上を踏まえると、無形資産は、収益認識やリースと同レベルの重要な基準であり、さらにオリジナリティのある実務や議論もあることから、IAS第38号「無形資産」を見直すプロジェクトの動向を待つ必要もなく、日本基準の考え方を世界に発信するということが基準設定主体として重要ではないか考えている。

- 事務局の分析及び提案に賛同する。公聴会において、のれんが貸借対照表に長期間計上され続けることについて賛同する作成者はいなかったと認識している。また、IFRS会計基準と整合させるために減損モデルを導入する場合の大きな影響として、固定資産の減損テスト及び開発費を含めた無形資産の取扱いの議論が必要となるという事務局の整理についても賛同する。一方で、意見が割れているが、のれん償却前営業利益という区分を設けることは一つの案であるとも考える。公聴会の作成者の登壇者から、海外の投資家に対する説明でのれんの償却費を除いた営業利益を用いているという発言もあったため、のれん償却前営業利益の区分表示については、議論・検討する余地があると考ええる。
- 仮にのれん償却を維持する場合であっても、ガイダンスの開発を行うことが選択肢としてあるならば、のれんと無形資産の線引きは実務面からも非常に重要と考える。今後検

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

討を進める場合、実務上、無形資産についてどのような論点があるのかも含めて調査することにより、より深い議論ができるのではないかと考える。

- 事務局の分析及び今後の進め方について基本的に賛同する。今後の進め方については、非常に影響の大きい重要なテーマということで、より慎重を期すこと、今後さらに議論を進めるという点に関して同意する。

今回のテーマで最も重要な点は、会計基準として改善が見込まれるかという点であると考え。投資家として比較可能性も非常に重要ではあるが、会計基準の開発にあたっては、会計基準としての改善が見込まれるか、特に表現の忠実性が重要ではないかと考える。表現の忠実性の観点においては、too late の問題が非常に重要であり、この問題が貸借対照表の有用性にも関係すると考える。業績としては徐々に落ちていく中で、一時に減損損失が計上されることは、投資家にとっても too late であると考え。減損損失が計上されるまでの間は、貸借対照表上、価値のないのれんが計上されるとともに剰余金がインフレのような状態になっているため、貸借対照表の有用性の観点からも、too late 問題は避けられない課題ではないかと考えている。

また、表示に関して、のれん償却前営業利益等を区分表示するにより改善が図られる可能性があるのであれば、議論の余地はあると考える。

- 今後の進め方について事務局の提案に賛同する。特に意見を募ることについては、これまでの多くの情報を活かした上で、新たな情報に絞って意見を収集するというと理解しており、その趣旨で賛同する。また、公聴会に関しては、特に強い意見を有する利害関係者が対象として想定されているが、会計基準の改善ということが主目的であるため、不公平感がない形での公聴会の設定が必要と考える。

また、のれんの非償却を議論する前段階として、無形資産に関する会計処理の検討が必要であると考え。識別可能無形資産を適切に区分することは、非償却の会計処理を採用するうえでは、必須の要件になると考えるため、この点に関して日本基準の改善ということも含めて議論が必要と考える。

仮に償却を維持する場合であっても、開示の改善として、のれん償却前営業利益の開示は、1つの案ではないか考える。また、のれんの償却期間及び償却パターンの決定に関する課題について検討することも有用であると考え。償却期間に関しては、多くの企業が効果の及ぶ期間を決定することが非常に難しいため、投資回収期間を採用しているケースが多いのではないかとと思われるため、償却期間の決定の課題に取り組むことは難しい可能性があると考え。償却の開始時期を検討することも1つの案と考えられるが、例えば当初収入が生じない段階では、償却費を計上しないという考え方の場合、スタートアップ企業の場合、収益がいつから計上されるのかや、事業計画が当初計画通りに進捗しない場合にどうするのか等、慎重に検討しなければならない局面が発生すると考

える。したがって、償却期間の決定や開始時期に関する検討は慎重に進める必要があると考える。

- 事務局の提案に賛同する。仮に償却を維持する場合であっても、無形資産の取扱いについて検討してはどうかという具体的な提案が出ているため、この点についても意見を収集することが良いのではないかと考える。
- 今回のテーマ提案により財務報告の目的に照らして、会計基準が改善されるかどうかが重要であると考え。具体的には、会計基準という 1 つのシステムから生み出される資本の簿価と利益が、財務報告の目的に照らしてより適合的になるかどうかということである。

従来から、財務報告の目的は、企業価値評価に資する情報を提供することと言われている。このような企業価値評価の文脈の中で、バランスシート上の資本の簿価は、企業価値評価のアンカーとしての役割が期待されていると考える。企業価値評価の中で、最も確実なものが簿価であって、マーケットはその簿価の上に、企業から将来期待される不確実な利益の価値を乗せて、全体の価値を評価する。会計基準は、そのバランスシート上の簿価をより確実なものにするために、投資の原価を規則的に償却し、それでも不足する場合は、減損処理を追加していると理解している。今回、仮にのれんの非償却を導入し減損処理のみ適用した場合、その簿価は、不確かなものになるのではないかと懸念している。これも 1 つのコストだと考えられる。このため、国際的な比較可能性を図ることは重要であるが、そのベネフィットがこのコストを上回るかどうかを、我々は検討して判断しなければならないと考える。

- 今回の論議において、国際的な整合性はのれんの非償却の導入の十分な理由になると考える。そのため、この論点に限れば IFRS 会計基準の任意適用で足りるという説明には若干、違和感がある。一方で、国際的な整合性のベネフィットに対して、障害が大きいということも十分理解できる。この点、他の委員も触れているように、無形資産の検討が 1 つの課題になるのであれば、国際比較の観点でもいずれは重要な論議になるため、検討に着手する段階に来ているのではないかと考える。
- 公聴会は、のれんの非償却の導入について、賛成・反対・中立といった様々な意見を持つ利害関係者を幅広く集めて丁寧に実施されたと理解している。また、公聴会が一般に公開して行われたことは、プロセスの透明性をより高めたと理解している。そのうえで、事務局から提案されている今後の進め方を支持する。事務局の分析は、公聴会を通じて得られた多岐に渡る利害関係者の主張を踏まえ、公正かつ客観的に整理されたものと理解している。また、理論面・実務面の双方から、相当程度の情報が集まっているため、利用者の立場から見ても、本テーマについて本日、一定の方向性を見出すことは必ずしも不可能ではないのではないかと考える。一方で、本テーマが、幅広い利害関係者の関心

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

を集めているテーマであることを踏まえると、慎重を期してプロセスを進めることは、プロセスの透明性、公平性及び利害関係者の納得感をより高めることに繋がると考える。

- 意見聴取を通じて今後の判断に資する情報が多く集められたと認識しており、透明性を持ったプロセスで進めていくという事務局の提案に賛同する。また、企業会計基準諮問会議の立場として、資料に記述されるように、経済的影響に配慮した基準開発を行うことに懸念を示すという点に同意する。会計基準設定の考え方の根幹に関係するため、慎重に判断する必要があると考える。最終的に財務報告の目的である利用者の投資意思決定に有用な情報を提供することが拠り所になるため、それを踏まえて判断するべきであるとする。
- 8回の公聴会を聞き、多様な意見が収集されたと考えている。そのうえで事務局の進め方に関する提案に賛同する。会計基準の新たな開発という観点で、概念フレームワーク等を踏まえると、のれんの非償却を導入することについて、財務情報としての改善が期待されるという大きなエビデンスはあまりなかったと理解している。

また、作成者やのれん償却を支持する意見においても、のれん償却前営業利益を開示することは説明責任を果たす上で良いという意見があったため、のれん償却前営業利益の開示は一考に値するのではないかと考える。

仮に償却を維持するとしても、のれんの効果の及ぶ期間を直接導き出すことは非常に困難であり、監査人の立場としても投資回収期間で判断するケースが多いことは事実であると理解している。これにより、経営者が期待する効果の期間より短い期間で償却することになり、経営者が M&A に対するアカウンタビリティを思うように果たせていないという弊害があるのであれば、ガイダンスの開発は非常に重要であるとする。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議で聞かれた意見を踏まえ、これまで収集してきた情報の整理に不足がないかについてパブリックコメントを求めるとともに、追加の公聴会が必要な場合には ASBJ に依頼する旨の発言がなされた。また、パブリックコメントについては、企業会計基準諮問会議委員の意見を確認した上で、最終的には議長に一任いただきたい旨の発言がなされ、委員から特段の異論は聞かれなかった。

以 上